

障害者が生産行程に携わった食品の生産行程に ついての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者が行う障害者が生産行程に携わった食品の生産行程についての検査方法を規定する。

2 生産行程についての検査

生産行程についての検査は、生産行程管理者及び外国生産行程管理者が生産荷口ごとに、箇条 3 又は 4 に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該管理記録に基づき次に掲げる事項について確認することにより行うものとする。

- a) 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものであること
- b) 当該生産荷口に係る生産方法が、JAS 0010 の 2.5 に規定するノウフク生鮮食品（以下“ノウフク生鮮食品”という。）にあっては JAS 0010 の 3.1 に、JAS 0010 の 2.6 に規定するノウフク加工食品（以下“ノウフク加工食品”という。）にあっては JAS 0010 の 3.2 及び 4.2 に、自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料としたノウフク加工食品にあっては JAS 0010 の 3.1、3.2 及び 4.2 に適合するものであること

3 ノウフク生鮮食品の管理記録

ノウフク生鮮食品の管理記録に記載すべき事項を次に示す。

- a) 栽培場、飼育場、養殖場、採取場等の所在地
- b) 生産するノウフク生鮮食品の種類
- c) 障害者の作業日時及び作業内容

4 ノウフク加工食品の管理記録

ノウフク加工食品の管理記録に記載すべき事項を次に示す。ただし、c)については自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料としない場合、d)については自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料とする場合に限る。

- a) 製造又は加工したノウフク加工食品の種類
- b) 原材料の区分保管
- c) 受け入れた原材料の格付の表示の有無
- d) 箇条 3 の a)～c)
- e) 原材料として使用するノウフク生鮮食品の種類及び数量並びにその使用割合

制定等の履歴

制 定 平成31年 3月29日農林水産省告示第 600号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 平成31年 3月29日農林水産省告示第 600号
平成31年 4月28日から施行する。